

令和 5 年度奈良県保育士等実態調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 5 年度奈良県保育士等実態調査等業務

2 目的

県内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育関係事業所」という。）において勤務する保育士等について、その給与実態、労働条件、仕事のやりがい・不満等を調査・分析することのほか、保育士養成施設に在学している学生について、将来の進路希望等について調査・分析することにより、保育士等の実態の正確な把握と、処遇改善・職場定着に向けた有効な支援方策の検討につなげることを目的として本業務を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで

4 業務内容

(0) 基本的な考え方

- ① 調査にあたっては、調査により得た情報の分析により、職員処遇の実態が正確に把握できるとともに、処遇改善・職場定着に向けた課題の抽出が容易に可能となるよう、調査項目の設定と回答の収集、集計、分析を行う。
- ② 調査に際しては、より正確に、より多くの回答を得るための工夫を行うこと。
- ③ 調査項目は、受託者と県で十分協議した上で確定する。
- ④ 本業務を円滑に遂行するため、専門的知識及び業務に関する理解度を有した人員を充てること。

(1) 職員給与実態分析

① 概要

保育関係事業所において勤務する保育士・保育教諭の給与状況を分析するもの。

Ⅰ 私立施設（約 180 施設）（※）

- ・処遇改善加算申請書記載の給与データの分析
- ・給与規定、決算書等の収集・分析

(令和4年度の処遇改善加算申請書(奈良市分を除く。))及びその他関係資料として提出を受けた資料については、県から受託者に貸与する)

II 公立施設(約120施設)(※)

・給与条例・規則・決算書等の収集・分析

(※)施設数は令和5年4月1日現在。施設一覧は別途受託者に提供する。

(2) 保育士、保育関係事業所アンケート調査

① 保育士アンケート調査の実施

- ・平成25年度に実施した「奈良県保育士実態調査」に準ずる調査項目を基礎とし、受託者のノウハウに基づき改善を加え、調査を実施すること。
- ・昨今の社会情勢を鑑み、時勢を捉えた調査項目を設定すること。
- ・調査は保育関係事業所を通じて行うこととし、受託者は回収方法についても提案すること。提案の際には、回収率を高める工夫を行うこと。
- ・調査にあたっては、前回調査時(49.7%)を超える回収率を目標とすること。

② 保育関係事業所アンケート調査の実施

- ・平成25年度に実施した「奈良県保育士実態調査」に準ずる方法、項目を基礎とし、受託者のノウハウに基づき改善を加え、調査を実施する。
- ・昨今の社会情勢を鑑み、時勢を捉えた調査項目を設定すること。
- ・調査にあたっては、前回調査時(81.4%)を超える回収率を目標とすること。

(3) 保育士志望学生、保育士養成施設アンケート調査

① 保育士志望学生アンケート調査の実施

- ・保育士志望の学生を対象に、属性や、将来の進路希望、その理由等について、受託者のノウハウに基づき、調査項目を設定の上、調査を実施する(属性の他5~10項目程度)。
- ・調査は保育士養成施設を通じて行うこととし、受託者は回収方法についても提案すること。

② 保育士養成施設アンケート調査の実施

- ・保育士養成施設を対象に、学生の就職状況等について、受託者のノウハウに基づき、調査項目を設定の上、調査を実施する(属性の他5~10項目程度)。
- ・調査の対象は、少なくとも県内に所在する全7施設を対象とすることとし、その他の施設は、例えば比較対象として近隣府県や首都圏の養成校にも同様のアンケート調査を行うなど、受託者の提案により追加することも可能とする。

(4) 有識者検討会の運営

① 調査の実施、結果の分析を通じて、今後の課題を抽出するとともに、実現可能な施策提案を行うための有識者検討会を実施（開催）すること。

② 実施回数は2回以上とし、議題のイメージは以下のとおり。

第1回 調査結果の概要及び処遇改善・職場定着に向けた支援方策の検討について

第2回 調査結果の分析及び処遇改善・職場定着に向けた支援方策の提案について
報告書案の確認

なお、有識者の意見を踏まえ、追加の分析作業の必要が生じた場合は、これに応じる。ただし、追加の調査を行うことは要しない。

③ 受託者は有識者候補者を提案すること。ただし、提案の段階では候補者との交渉・調整は不要とする。（学識経験者、保育所関係者、自治体関係者、保育士養成施設関係者を想定している。）

なお、有識者に係る謝金・旅費及び検討会開催のための会場使用料等は本県の規定及び予算の範囲内で委託料とは別に支弁する。

④ 検討会の構成員については、受託者と県で十分協議した上で確定する。

(5) 報告書等の作成

① (1)～(3)の調査・分析結果の集計、有識者検討会の提言を踏まえ報告書を作成する。報告書は、図表やグラフなどを用いることで、誰にでも理解しやすい報告書とするよう工夫すること。報告書の具体的内容等については、受託者と県で十分協議した上で確定する。納品はデータで行うこと。また、別の機会でも活用できるよう、グラフや図表については Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかで編集可能なものもしくは高精細な画像データとすること。

② ①とあわせて、受託者は、保育士の処遇改善加算制度の定着・普及を図るため、保育関係事業所及び市町村の実務担当者の制度理解を促進するツールを作成する。納品はデータで行うとともに、制度改正等に応じて改編できるよう、Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかで編集可能なものとする。

③ 令和6年度予算要求に向けた検討のための資料として、受託者は(6)に定める期限までに委託者あて中間報告を行うこと。中間報告には、少なくとも以下の内容を含めること。

ア) 給与実態分析

・サンプル調査：施設所在地域、施設規模、運営主体等別に計5～10施設程度

(サンプルの選定は委託者と協議すること)

イ) 保育士、保育関係事業所アンケート調査

・調査項目を絞って集計を実施（絞り込む項目は委託者と協議すること）

ウ) ア、イの結果から想定される課題の整理

(6) 調査日程

以下に示す日程により実施する。ただし、期限と記した太字の期日以外は、委託者と協議の上変更することも可能である。

アンケート調査内容・項目の決定	令和5年6月下旬～7月上旬
アンケート調査の開始	令和5年7月上旬～中旬
アンケート調査回答〆切	令和5年7月下旬
中間報告の納品期限	令和5年8月10日
有識者検討会（1回目）	令和5年11月～12月上旬の間
有識者検討会（2回目）	令和6年1月～2月中旬の間
報告書及び実務担当者の制度理解を促進するツールの納品期限	令和6年3月8日

6 業務実施上の条件及び留意事項

(1) 業務費用

・9,498千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、契約金額は別途決定する。

(2) 業務体制

・受託者は、業務全体を統括し、委託者と連絡・調整を行う者を1名配置すること。

(3) 情報の管理

・受託者は、個人情報の保護に関する法律、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守すること。また、業務実施にあたっては、別紙1「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

・別紙2「個人情報取扱特記事項」の内容を本業務に係る契約書に盛り込むこととなるため、予め了知すること。

(4) その他

- ① 本業務により得られたデータ及び成果品の権利は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- ② 工程管理および業務打合せの実施

- ・受託者は業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
 - ・進捗状況確認の際に、委託者が仕様書内容を満たさない履行状況であると判断した場合、委託者の指示に従い受託者は速やかに修正、改善をすること。
 - ・業務打合せは必要に応じて適宜開催することとし、打合せに係る議事録または議事要旨については受託者にて作成すること。
- ③ 受託者は、別紙 3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
 - ④ 本業務の実施にあたって、個人や施設等から受託者にクレームが寄せられた場合には、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、速やかに委託者に報告し対応を協議すること。
 - ⑤ この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上決定するものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つ

こと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。